

地区会館における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和2年6月19日

地区会館においては本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで供用を再開する。なお、本ガイドラインは当面の間の運用とし、国や県の動向を踏まえ適宜更新を行う。

1 指定管理者が講じるべき措置

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門会議などで示されている「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

ア 換気の悪い密閉空間としない

厚生労働省の手引きを参考に次の方法による

・窓の開放による方法：2方向の窓を数分程度全開にする。換気回数は30分に1回以上。窓が1つしかない場合は、入り口のドアを開ける、扇風機を併用するなど、換気効果を上げる工夫をする。

・機械換気による方法：ビル管理法に基づく必要換気量
(1人当たり毎時約30m³以上)

イ 多数が集まる密集場所としない

受付で来館者が密集しないよう、人と人の距離を2m程度あけるよう徹底する。貸施設の利用については、定員の半分の利用とすることを促す。

ウ 近距離での会話や発声等をする密接場面としない

人と人の距離を2m程度あけるか、アクリル板設置等の飛沫防止措置を行う。施設内における近距離での会話や大声を出すこと、歌うこと、飲食、呼気が激しくなるような運動を避ける。

(2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

可能な限り、アルコール消毒液やアクリル板等の設置、利用者の手洗いの徹底や接触箇所の消毒等の必要な対策を実施する。

不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDをはじめとする高濃度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止を促す取り組みを実施する。

トイレについては蓋を閉めて汚物を流すよう表示する

備品の貸出物については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。

例) 手洗い勧奨のチラシの掲出、利用区分ごとの接触部位の除菌

(3) 利用者の健康状態の把握等

非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、利用者の健康状態の把握に努め、発熱や咳、倦怠感等の症状がある方の利用自粛を促す。

例) 発熱時における利用自粛の広報チラシの掲出や非接触型体温計貸し出しのご案内の掲示

(4) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

感染者の施設利用が明らかになった場合に備え、利用者の自己申告などにより、利用者への連絡手段の確保に努める。

例) 貸施設の使用責任者に対し連絡手段の確保を依頼する。

(5) 施設職員の感染防止対策の実施

職員の健康状態の把握等に努めるとともに、マスクの着用や手洗いの励行等により感染予防対策を行う。

(6) 市内保健センターとの連携

感染者の施設の利用が明らかになった場合には、速やかに各保健センターに連絡を取り、感染追跡調査の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

(7) 利用の制限

利用状況の管理が困難な談話室(和室との一体利用を除く)、クラブ室(実習室との一体利用を除く)、児童室及び図書室は、当面の間、利用中止とする。更衣室は一度に入室する利用者の数を制限する等の対策を講じる。またロビー等の共用部については、利用者が長時間滞在しないよう、椅子を撤去する等の対策を講じる。

2 貸施設における使用責任者が講じるべき措置

指定管理者と協議したうえで、上記1(1)～(6)に掲げられた措置を講ずるとともに、感染者の施設利用が明らかになった場合には、指定管理者に速やかに連絡するものとする。

3 利用者をお願いすること

- (1) できるだけ人と人の距離を空け、近距離での会話や大声を出すこと、歌うことを避ける。
- (2) 手洗いやうがいを励行し、できる限りマスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
- (3) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には施設の利用を自粛する。
- (4) 感染追跡調査を可能とするため、連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。
- (5) 感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。